

3人のフィールドワークの拠点となる「いしかり砂丘の風資料館」前で。資料館は石狩川と日本海が出合うところに位置し、石狩の自然や歴史を訪ねるときの「入口」として、市民とともに博物館資料を集め、自然や歴史を調査研究し、展示も常に新しいものを目指しています。

**所** 弁天町30-4  
**時** 9:30～17:00  
**休** 火曜※祝日の場合は翌日  
**料** 300円(中学生以下無料)  
団体料金240円  
**問** ☎62-3711

**志賀**

ちょっと調べたり、見方を変えたりするだけでいろいろな発見があるんです。たとえば、温かい地域に生息するルリガイやギンカクラゲが石狩に漂着することからは地球上の海の変化が見えてきます。また、『石狩でいちばん寒い日』(第29回)でも触れたのですが、暖冬や寒冬をひもといくと、北極振動という地球規模の周期的な気候変動につながったりもします。石狩は古石狩湾もあれば、厚田に行くとも二千年も前の一段と古い海の話もあります。そうした海の変化や歴史を知るにも石狩はとてもよいフィールドだと思っています。

**石橋**

そして、新しく住んだ人たちにも石狩という土地に馴染みを持ってもらえたらうれしいですね。—今後書きたいと思っているテーマは何でしょうか？

**石橋**

今、厚田や浜益の資料を整理しているのですが、2つの地域にも本当に面白いことがたくさんあります。これまでは石狩が中心でしたが、厚田・浜益についてもどんどん書いていきたいですね。また、一般の方があまり目にする機会のない、大学などに所蔵されている資料についても、積極的に紹介できればと思っています。

**工藤**

僕は2年ほど前から、石狩

**志賀**

のまちができてくる幕末から明治時代にかけての歴史の資料を調べているのですが、その中にある意外な歴史について書いてみたいですね。また、石狩に関する古い写真や絵もいろいろと集めているので、それらも紹介していきたいです。

**志賀**

僕が書かなくてはいけないと思っているのは、あらためて「石狩でいちばん高い山」についてです。今は浜益の群別岳ぐんべつだけが一番高い山ですが、以前書いた古石狩湾の海岸線やアオイガイの増加・減少の理由についてもさらに詳しく調べて進展を伝えていければと思っています。—最後に皆さんが学芸員を務める「いしかり砂丘の風資料館」で「これは見てほしい!」というものをぜひ教えてください。

**石橋**

私はやはり石狩紅葉山49号遺跡で見つかったサケ漁の柵「エリ」ですね。発掘したものをそのまま展示していて、今も造園の仕事などに伝承されている縄の結び目

をはじめ、技術的な部分も垣間見ることが出来ます。

**志賀**

僕は入つてすぐにあるクジラの骨。ゾウやライオンなどは動物園で、イルカやシャチは水族館で見られますが、動物の中でもクジラだけは実物を見る機会はめったにないと思います。ここにあるのはほんの一部ですが、それだけでもいかに大きな動物かが想像できると思います。

**工藤**

石狩は歴史の古いまちで、昔はよかつたときよく言われますが、残念ながら往時を伝える建築物は市内にあまり残っていません。その中で貴重な存在なのが平成19年に復元された資料館隣にある「旧長野商店」。中でもぜひ見てほしいのが壁に掛けられている八角時計で、これは必見です。当時、創業者の長野徳太郎さんがアメリカから購入したものでして、あの形がそのまま以降の日本の八角時計の原型になった非常に貴重な資料となっています。



## 住民税 NEWS

# 公的年金からの特別徴収が 今年秋、始まります

## 公的年金から 個人住民税を徴収 する制度です

公的年金の特別徴収制度とは、これまで市役所から送られてきた納付書や口座振替で納めていた個人住民税（市民税・道民税）を、年金を支給する年金保険者が公的年金から徴収し、市役所へ直接納入する制度のことをいいます。制度の対象となる方は4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得による個人住民税の納税義務のある方です。

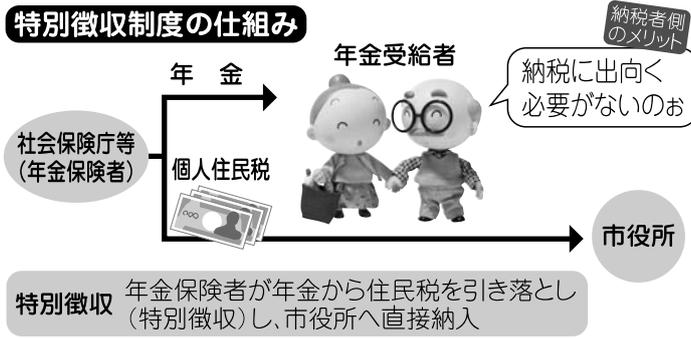
ただし、次のいずれかに該当する方は特別徴収の対象になりません。

- 年金の給付額が年額18万円に満たない方
- 老齢基礎年金などから特別徴収（所得税、介護保険料、

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料）された後の残額が個人住民税の税額より少ない方

- 1月2日以後に他市町村から石狩市に転入してきた方
- 石狩市の介護保険料を特別徴収されていない方

### 特別徴収制度の仕組み



## 10月支給分から スタート

特別徴収の開始時期は、平成21年10月支給分の公的年金からとなります。

このため、平成21年度の個人住民税の半分については、従来どおり6月と8月に市役所から送られてきた納付書や口座振替により納めていただくこととなります（納付書や口座振替で納付することを「普通徴収」といいます）。また、年金以外の所得による個人住民税については、従来どおりの方法により納めていただくこととなります。

新たに対象となった年度は、上半期に普通徴収、下半期に特別徴収になるんじゃないか。



### どのように徴収されるの？



#### ◎1年目（平成21年度）

新たに特別徴収となる場合、上半期に年税額の2分の1を納付書や口座振替により納付し、残りの2分の1を下半期（10・12・2月の各年金支給月）に公的年金給付額から特別徴収します。

徴収方法	普通徴収		特別徴収		
	上半期		下半期		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/2を2回で納付		年税額の1/2を3回に分けて年金から徴収		

#### ◎2年目以降（平成22年度以降）

上半期（4・6・8月）の税額は、前年度の下半期（10・12・2月）の特別徴収税額を3回に分けて公的年金給付額から特別徴収（仮徴収）します。

下半期（10・12・2月）の税額は、当該年度の年税額から上半期（4・6・8月）の特別徴収額を控除した額を3回に分けて公的年金給付額から特別徴収します。

徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	上半期			下半期		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年下半期の税額を3回に分けて年金から徴収			当該年度の年税額から上半期の税額を控除した額を3回に分けて年金から徴収		